

運営規程

訪問看護ステーションしずちゃんハウス

令和5年10月1日

(総則)

第1条 この訓令は、訪問看護ステーションしずちゃんハウスが行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、自宅に訪問し適正な看護、リハビリを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を行い、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問サービスを提供することにより、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者や利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療及び福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 訪問看護ステーション しずちゃんハウス

(2) 所在地 与謝野町弓木 1 番

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の職員の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 常勤換算方法で 2.5 人以上(1 名以上は、常勤の看護師)

看護職員は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護職員の監督等を行うとともに、介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及びサービス報告に関し、指導、助言等必要な管理を行う。

(3) 理学療法士 3 名(兼務職員 3 名)

リハビリ専門職は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要なりハビリテーションを行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365 日

(2) 営業時間

訪問サービス 基本時間 24 時間

(指定看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第 7 条 主治医指示書

主治医が看護サービスの必要性を認めたもの限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行う。

第 8 条 訪問看護・訪問リハビリの計画

訪問看護・訪問リハビリについては、看護職員、リハビリ職員等と密接な連携を図り、利用者の希望、主治医の指示、看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。

- 2 訪問看護・リハビリ計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、援助の目標及び内容について同意を得たものを交付する。
- 3 利用者に対し、看護・リハビリ計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理及び評価を行う。
- 4 看護職員、リハビリ職員は、看護・リハビリ計画書及び報告書を定期的に主治医へ提出を行う。
- 5 計画の作成後においても、常に実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて訪問看護・リハビリ計画の変更を行う。

(費用等)

第9条 訪問看護を提供した場合の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護ステーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の費用については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けとることができる。
- 4 前3項の費用の支払を受けたときは、その額について記載した領収書を交付する。
- 5 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護ステーションに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、与謝野町、宮津市、京丹後市、伊根町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者及びその家族は、訪問看護・リハビリの提供を受ける際には、主治医の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

2 指定訪問看護ステーションの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、秩序を保持しなければならない。

- (1) 医療器具及び備品等を大切にすること。
- (2) 訪問者に暴力行為・迷惑行為をしないこと。
- (3) その他管理者の管理上必要な指示に従うこと。

(衛生管理等)

第 12 条 サービス提供の際に使用する施設及び備品等について感染防止のための衛生的管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じることとする。

2 職員に対し、研修や勉強会を通じ感染対策や衛生管理に関する知識の習得を図ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理の体制
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者等の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(賠償責任)

第 14 条 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情対応)

第 15 条 事業所は、苦情対応の窓口責任者を配置し、利用者又はその家族から苦情又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(個人情報の保護について)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について厚生労働省が策定した医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しない者とし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(身体拘束等について)

第 17 条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は、行わない。

2 緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身状況及び理由等を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究及び研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

4 事業所は、訪問看護ステーションに関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間は、保存する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。